

施策体系

政策名(基本方針)	4	生活環境の健康	施策名	18	住環境の充実
-----------	---	---------	-----	----	--------

施策統括部	都市建設部	関係課	総務課、交通防災課、企画課、環境衛生課、農政課、建設課、下水道課
施策主管課	都市計画課		

1 施策の目的と指標

対象	市民	意図	快適な住環境で暮らすことができる
----	----	----	------------------

成果指標			単位
A	よい住環境であると感じる市民の割合(市民アンケート)		%
B			
C			
D			

2 指標等の推移

成果指標		30年度 現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること
A	%	91.8	成り行き値	91.6	91.5	91.4	91.3	○	市は地域からの要望に対応し、地域もそれぞれの役割を認識したうえで、良好な住環境づくりへ取組まれていることや、令和元年11月に全面開業した大型商業ゾーン「アンビー熊本」により生活利便性が向上したこと、併せて楓の森小中学校の開校により、更に住環境の市民満足度が向上したことなどが考えられます。
			目標値	92.0	92.1	92.2	92.3		
			実績値	94.2					
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】○;目標達成 △;目標をほぼ達成(−5%) ×;目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数			本数	29			
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	921			
		都道府県支出金	千円	2,368			
		地方債	千円	0			
		その他	千円	66,518			
		繰入金	千円	44,349			
		一般財源	千円	68,391			
	事業費計（A）		千円	182,547	0	0	0
	(A)のうち指定経費		千円	4,026			
	(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	60			
人件費	延べ業務時間		時間	10,970			
	人件費計（B）		千円	43,254			
トータルコスト(A)+(B)			千円	225,801	0	0	0

※成果指標の目標値設定とその根拠

A	よい住環境であると感じる市民の割合は、平成30年度の実績値では高い水準にある。公園等施設の老朽化やそれぞれの価値観等の違いによる騒音、悪臭等への苦情はなくならないと想定すると、成り行き値は微減すると考え、設定しました。目標値については、今後、公共施設の維持管理を適正に行い、市民との協働を進めることによって、よい住環境を維持できると考え、微増を目標に設定しました。
B	

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

- ・美しいまちづくり条例に基づき美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図ります。
- ・快適な住環境をめざし、公園等の公共施設の計画的な整備や更新に努めます。
- ・空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を推進します。

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割

- ・市民は、良い住環境になるよう意識して行動します。
- ・市民は、公園等の公共施設を大切に利用します。
- ・市民は、所有する建物等の適正な管理保全を行います。
- ・地域では、公共施設の維持管理等に積極的に協力します。

行政の役割(市がやるべきこと)

- ・市は、市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための啓発、指導を行います。
- ・市は、市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行います。
- ・市は、公害の防止のため、法令等に基づき適切な指導を行います。
- ・市は、住環境を保全するため空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を行います。
- ・市は、空き家予備軍となる可能性がある高齢者への勉強会等を行います。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しています。
- ・市営住宅の居住者は入居期間が長期化し、高齢化が進んでいます。
- ・市民一人当たりの公園面積は、国の目標値を僅かに上回っています。
- ・悪臭や焼却による煙等の問題は条例等で規制しています。
- ・空き家の管理不全による火災や犯罪の温床が危惧されます。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？

(令和2年度(令和元年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ①南北の格差を是正する施策を実行し、地域の特色を生かしたまちづくりを行っていくこと。
- ②里山の環境整備事業を強化すること。
- ③通学路等の環境整備(雑草・雑木処理)を図ること。
- ④宅地開発などによる都市型水害対策として、排水計画、整備を行うこと。

(令和2年度(令和元年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ①新しい生活様式に対応した住環境整備に努めること
- ②雨水・排水施設について処理機能の見直しを行い、必要に応じて改修を行うこと
- ③関係機関と連携し、引き続き空き家対策に努めること

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和2年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

①「復興まちづくり計画に基づいた、身近で安心・安全な公園の整備や維持管理を行う」については、定期点検、日常点検を適正に実施し、常に安全で身近な公園としての維持保全に努めました。

②「空家・相続等の権利調査に関する法律相談や空家発生予防のための勉強会などを実施し、未然防止対策に取り組むとともに、特定空家を認定し、危険特定空家対策に努める。」については、コロナ禍の影響で勉強会は実施できなかったが法律相談は2回実施しました。現在1件の特定空家を認定しており、相続関係者に対し改善措置の勧告及び措置命令に係る事前通知を送付しました。また、何らかの措置が講じられない場合は行政代執行へ移行する旨も併せて説明しました。

③「住宅マスタープランおよび公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備や適正な維持管理を行う」については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した新迫住宅1戸を解体撤去しました。なお、今後も各市営住宅について居住性向上型改善(バリアフリー化)、建て替え、用途廃止など適正に管理を行います。

④「竹林等整備の支援及び周知を継続して行う」については、HP等で事業周知と併せ、農事組合法人や団体代表者へ声かけを行い3件の申請がありました。

⑤「豪雨による浸水被害の軽減を行うため、調整池や雨水幹線管渠の適切な点検・維持管理を行うとともに、今後の土地利用転換を見据えた雨水排水対策について計画的に進める。」については、各調整池の機能保全に係る維持管理、雨水排水量の調整ゲートの操作等を実施しました。また、豪雨時に冠水する黒石雨水幹線排水区の現地調査を実施、事業計画変更に向け業務に着手しました。今後も調査結果等に基づき現況把握を行い、雨水排水対策に努めます。

(2) 事務事業貢献度評価結果では、貢献した事務事業として、「ごみ一時保管所整備費補助事業」「市営住宅整備事業」「新環境工場等建設地周辺地域生活環境改善事業」があげられました。

②施策の課題(令和2年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修や維持管理が必要です。
- ・公園等の計画的な整備が必要です。
- ・より良い住環境にしようという意識の啓発が必要です。
- ・ごみ等のポイ捨てや焼却に対する規制対策の充実が必要です。
- ・荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理が必要です。
- ・増加傾向にある空き家対策の推進が必要です。

5 施策の令和2年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和3年7月21日)

- ・住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の適正な維持管理を行うこと。
- ・空家対策計画に基づき、空家の利活用や除却を推進していくこと。
- ・雨水排水対策については、計画的に実施していくこと。
- ・公園施設の維持管理を行うとともに適正な利用を促すこと。

②総合政策審議会での指摘事項(令和3年8月4日会議及び書面によるまとめ)

- ・公園の適切な維持管理に努めること。
- ・引き続き空き家対策に努めること。
- ・雨水排水施設の適切な維持管理と計画的な雨水排水施設の整備・改修に努めること。

③議会の行政評価における指摘事項(令和3年9月2日)

- ・幼児だけでなく、小中高生が気兼ねなく遊べる公園をつくる。
- ・合志市居住支援協議会、地域住民と協力し空き家対策の強化を図ること。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和4年度合志市経営方針(令和3年10月4日)

- ①住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備に取り組み、適正な維持管理を行います。
- ②空き家対策として、居住支援協議会で空家・相続等の権利調査に関する法律相談や空家発生予防のための勉強会及び生活相談を実施し、未然防止や利活用に官民連携して取り組みます。
- ③豪雨による浸水被害の軽減を図るため、今後の土地利用計画等に基づき、雨水事業計画の見直しについて準備を進めるとともに、既存の調整池や雨水幹線管渠の点検・維持管理に努めます。
- ④公園が安全・安心に利用できるよう、施設の点検・整備を実施するとともに地域住民と連携し維持管理を適正に行います。
- ⑤通行や防災上で支障となる竹林等について、管理や整備を支援するため、農村集落竹林整備事業及び森林環境整備事業を活用し推進します。